

## 第6 五類感染症

### 1 アメーバ赤痢

#### (1) 定義

赤痢アメーバ (*Entamoeba histolytica*) の感染に起因する疾患で、消化器症状を主症状とするが、それ以外の臓器にも病変を形成する。

#### (2) 臨床的特徴

病型は腸管アメーバ症と腸管外アメーバ症に大別される。

##### ア 腸管アメーバ症

下痢、粘血便、しぶり腹、鼓腸、排便時の下腹部痛、不快感などの症状を伴う慢性腸管感染症であり、典型的にはイチゴゼリー状の粘血便を排泄するが、数日から数週間の間隔で増悪と寛解を繰り返すことが多い。潰瘍の好発部位は盲腸から上行結腸にかけてと、S字結腸から直腸にかけての大腸である。まれに肉芽腫性病変が形成されたり、潰瘍部が壊死性に穿孔したりすることもある。

##### イ 腸管外アメーバ症

多くは腸管部よりアメーバが血行性に転移することによるが、肝膿瘍が最も高頻度にみられる。成人男性に多い。高熱（38～40°C）、季肋部痛、吐き気、嘔吐、体重減少、寝汗、全身倦怠感などを伴う。膿瘍が破裂すると腹膜、胸膜や心外膜にも病変が形成される。その他、皮膚、脳や肺に膿瘍が形成されることがある。

#### (3) 届出基準

##### ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からアメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

##### イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、アメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
顕微鏡下での病原体の検出	便、病変部（大腸粘膜組織、膿瘍液）
E L I S A 法による病原体の抗原の検出	
P C R 法による病原体の遺伝子の検出	
イムノクロマト法による病原体の抗原の検出	便
抗体の検出	血清

## 別記様式 5-1

**アメーバ 赤痢 発生届**

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 \_\_\_\_\_

従事する病院・診療所の名称 \_\_\_\_\_

上記病院・診療所の所在地(※) \_\_\_\_\_

電話番号(※) ( ) - \_\_\_\_\_

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の類型
・患者（確定例） 　・感染症死者の死体

2 性 別	3 診断時の年齢（0歳は月齢）
男 · 女	歳（ か月）

病 型		11 感染原因・感染経路・感染地域			
1) 腸管アメーバ症 2) 腸管外アメーバ症					
4 症 状	・下痢	・粘血便	・しぶり腹	・鼓腸	①感染原因・感染経路（確定・推定）
	・腹痛	・発熱	・右季肋部痛		1 経口感染（飲食物の種類・状況：）
5 診 断 方 法	・肝腫大	・肝膿瘍	・腹膜炎		2 性的接触（A.性交 B.経口）（ア.同性間 イ.異性間 ウ.不明）
	・胸膜炎	・心囊炎	・大腸粘膜異常所見		3 その他（）
・その他（）					
・鏡検による病原体の検出 検体：便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他（）					②感染地域（確定・推定）
・ELISA法による病原体抗原の検出 検体：便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他（）					1 日本国内（都道府県 市区町村）
・イムノクロマト法による病原体抗原の検出 検体：便・その他（）					2 国外（国 詳細地域）
・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体：便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他（）					
・血清抗体の検出					
・その他の方法（検体（）結果（））					
6 初診年月日	令和 年 月 日				
7 診断（検査）年月日	令和 年 月 日				
8 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日				
9 発病年月日（*）	令和 年 月 日				
10 死亡年月日（※）	令和 年 月 日				

この届出は診断から7日以内に行つてください

(1, 2, 4, 5, 11 欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6 から 10 欄は年齢、年月日を記入すること。)

（※）欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。

（\*）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

4, 5 欄は、該当するものすべてを記載すること。)